

1 聴覚障害について

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下と環境との相互作用で生じる様々な問題点の総称であり、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。障害の程度には、かすかな音や言葉を聞き取るのに不自由を感じるが、日常の生活にはほとんど支障のないものから、身近にあるいろいろな音や言葉が全く聞こえないものまであり、その程度によって軽度難聴、中等度難聴、高度難聴及び最重度難聴に分けられる。

2 聴覚障害のある子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

聴覚の発達は、新生児期から急速に進み、周囲の音や音声など、聴覚を通して情報の受容や意味理解が図られており、幼児は、聞こえることによってコミュニケーションを成立させ、言葉を獲得している。聴覚障害がある場合、幼いうちに適切な対応がなされないと、発達のために必要な音や音声が入らないため、聴覚を活用する能力に加え、言葉の発達にも大きな影響が及ぼされる。その結果、コミュニケーションや人間関係の形成にも支障をきたしたり、物事の理解や概念の形成など学習面にも困難が生じたりする場合がある。そのため、聴覚障害のある子供の教育では、早期発見と早期からの教育的対応が極めて重要である。

(2) 教育的ニーズを整理するための観点

① 聴覚障害の状態等の把握

障害の状態等については、「医学的側面」と「心理学、教育的側面」から把握することが必要である。「医学的側面」とは、子供の既往・生育歴や聞こえの発達、そして現在使用中の補装具等、障害に関する基礎的な情報を把握することであり、子供の観察、医療機関等との連携を通して把握する。「心理学、教育的側面」では、子供の基本的な生活習慣や知能・情緒、そして社会性等、発達の状態を把握したり、子供が自身の障害を理解し、自立への意欲をもったりしているか等、本人の障害の状態等に関する情報を把握したりする。

上記に示した事項の把握については、遊び等の場面における行動観察や諸検査の実施等を通して把握することが必要である。また、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報を把握することも、子供の成長過程について情報を得る上で有用である。

② 聴覚障害のある子供に対する特別な指導内容

聴覚に障害のある子供は、聞こえの不足を補うとともに、聴覚及び言葉の発達を促す関わりが必要となる。そのための指導内容として、次のようなことが挙げられる。

子供の保有する聴力の程度に応じて、補聴器や人工内耳等を活用して音や音声を聞く態度を身に付けるようにする。また、遊びや生活を通して、保有する聴覚や視覚的な情報等を活用し、言葉の習得と概念の形成を図る指導も必要である。それを踏まえて、言葉を用いて人との関わりを深めたり、知識を広げたりする態度や習慣に関する指導につなげることができれば、その後の言葉や社会性の発達の基礎を築くことができる。

子供の発達段階に合わせて、どの音や声が聞こえるのか、あるいは聞き取れないのか、障害の特性を理解するための指導が必要である。それに基づき、子供が補聴援助機器の装着を話者に伝えたり、筆談を求めたりするなど、生活環境の調整ができる指導も必要である。また、聴覚障害のある子供の場合、その障害から学習活動や対人関係で消極的になってしまうことがあるため、それらの困難を改善・克服し、意欲的になれるよう指導する必要がある。そこで、保有する聴覚や視覚、そして補聴援助機器等を活用し、言葉の内容を理解させ、状況や意味を一致させて伝えることを指導する。生活や学習に必要な言語概念の形成や、それによる思考力の伸長に関する支援を行うことは、ルールや常識の意味を理解し、他者の意図や感情を理解するために重要である。そして、手話や指文字、絵等を用いて、具体的な場面で円滑なコミュニケーションができるよう、伝わりやすい手段や伝え方について考えたり実践したりする指導が必要である。

③ 聴覚障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

教育内容においては、補聴援助機器や、身振り、手話、筆談等を活用したり、パソコンによる授業の要約筆記や音声文字変換システム等を用いることによって、聞こえにくさを補ったり、視覚による情報保障を図ったりする。また、ヒアリング等における音質・音量等の調整や文字による代替問題等、学習内容の変更・調整を行う。

教育方法としては、分かりやすい板書や教科書の音読箇所的位置の明示等、聞こえにくさに応じた視覚的な情報を提示するとともに、座席の位置やノイズ軽減対策等、環境構成にも配慮する。ま

た、言語概念が形成されるように、体験が事物や言葉と結びつくように話させたり書かせたりする学習機会を確保することや、孤立感を感じさせない雰囲気作り、そして、障害のある子供との交流の機会など、心理面・健康面への配慮も行う。

加えて、耳鼻科、補聴器店等や関係団体との連携による、理解啓発のための学習会や、子供のための交流会の活用を図る。また、子供が使用する補聴器・人工内耳や多様なコミュニケーション手段について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努めたり、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための体制を整備し、災害時等の支援体制も構築したりする。字幕放送受信システム等、校内の放送等の音声情報を視覚的に受容することができるよう校内のバリアフリー化を実施したり、絨毯や畳の指導室の確保、補聴補助機器を活用するためのBluetooth機器との接続環境を整えたりするなど、聞こえの環境を整備したりする。また、緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

3 聴覚障害のある子どもの学校や学びの場と提供可能な教育機能

(1) 特別支援学校（聴覚障害）

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。
(学校教育法施行令第22条の3)

特別支援学校（聴覚障害）には、一般的に幼稚部、小学部、中学部及び高等部が置かれている。教育の内容は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、聴覚障害による困難を克服し、自立を図るための「自立活動」が設けられている。聴覚障害の子供のための「自立活動」は、幼稚部、小学部では聴覚活用や言語発達に重点を置き、それ以降は、自立と社会参加を見据えた言語指導や情報の活用（読書の習慣、コミュニケーションの技能など）、自己理解や心理的な諸問題に関するものなどへと移っていくことが多い。また、特別支援学校（聴覚障害）は、聴覚障害が比較的重い者が集団を形成しているため、孤立感を味わうことなく、障害の理解や自己理解がしやすい環境である。

(2) 小中学校等における学びの場

① 通常の学級における指導

補聴器や人工内耳を装着してやり取りができるといった比較的障害が軽い子供は、通常の学級での指導を検討することになる。その場合、指導上の工夫や個に応じた手立てが必要となる。

例えば、音声の高低を教師が手を動かして見せたり、話声を補聴器や人工内耳に直接届ける補聴補助機器等を使用したりする。こうした合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、一斉の学習活動に参加できることが通常の学級での学びには必要である。

② 通級による指導（難聴）

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

聴覚障害のある子供の場合、通常の学級における授業の大部分では、①で述べた指導上の工夫や合理的配慮を行うことが前提となる。さらに、当該の子供の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善や克服をするために必要な知識・技能を養い、心身の調和的発達の基盤を培う必要がある場合、通級による指導を検討することになる。例えば、補聴器などを装着して話し言葉でやり取りできるが、話声は聞こえても内容を理解できずにいる場合などに、発達に応じた言語概念の形成や語彙の拡充、そして相手の意図や文脈に応じた談話などの言語指導を行うことが考えられる。

なお、通級による指導の内容については、各教科の内容を取り扱う場合でも、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目指す指導であることに留意することが大切である。

③ 難聴特別支援学級

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの。

(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)

教育の内容は、小中学校等における各教科等の内容に加えて、聴覚活用に関すること、音声（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）に関することが主である。

さらに、難聴特別支援学級では、聴力測定のためにオーディオメータ、補聴補助機器や発音、発声指導のために鏡などが用意されていることが多い。在籍する子供の指導に当たっては、通級による指導への学びの場の変更の可能性も視野に入れて、一人一人の子供の障害などに応じた指導内容や方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが大切である。

【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例（聴覚障害）

以下の資料は、聴覚障害のある子供の教育的ニーズを整理するための三つの視点を踏まえて調査票の参考例として調査項目を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編Ⅱを参照のこと。

1 聴覚障害のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 聴覚障害の状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障害に関する基本的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	聴覚障害の状態	
	現在使用中の補装具等	
心理学的、 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	身体健康と安全	
	保有する聴覚の活用状況	
	基本的な生活習慣の形成	
	運動能力	
	意思の相互伝達能力	
	感覚機能の発達	
	知能の発達	
	情緒の安定	
	社会性の発達	
	本人の障害の状態等に関すること	
	障害の理解	
	障害による学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	自立への意欲	
	対人関係	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	
	諸検査等の実施	
	個別式検査の種類	
	発達検査	
	検査実施上の工夫等	
	検査結果の評価	
	行動観察	
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
集団生活に向けた情報、成長過程		
② 聴覚障害のある子供に対する特別な指導内容		
就学前		
聴覚の活用に関すること		
言葉の習得と概念の形成に関すること		
言葉を用いて人との関わりを深めたり、知識を広げたりする態度や習慣		
義務教育段階		
自分の障害の特性の理解と生活環境の調整に関する		

	ること	
	障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	
	他者の意見や感情を理解することや集団への参加に関すること	
	保有する聴覚の活用やその補助手段及び代行手段の活用に関すること	
	意思の疎通を図るための言語の受容と表出に関すること	
	生活や学習に必要な言語概念の形成や言語による思考力の伸長に関すること	
	コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	
③ 聴覚障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
	c 健康面の配慮	
イ 体 制 支 援	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
ウ 備 施 設 ・ 設	(ア) 校内環境のバリアフリー化	
	(イ) 発達障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ) 災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	特別支援学校（聴覚障害）の状況	
	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障害の有無と障害種		